

岩手保健医療大学障害学生修学支援規程

(令和6年1月31日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づく「岩手保健医療大学における障害学生支援に関する基本方針」に即して、障害のある学生の修学支援を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「障害のある学生」とは、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある」学生をいう。

(責務)

- 第3条 学長は、障害のある学生が修学における不利益を受けまいよう配慮するとともに、障害のある学生の支援に関する方策を推進する責務を有する。
- 2 学部長は、学部の障害のある学生が修学における不利益を受けまいよう配慮するとともに、具体的な支援を実施する責務を有する。
 - 3 教職員は、障害のある学生が修学における不利益を受けまいよう配慮するとともに、障害のある学生の修学支援方策の実施に対し積極的に協力するよう努めなければならない。

(支援担当会議の設置)

- 第4条 障害のある学生のための支援に関する事項を審議するため、学生委員会内に障害学生支援担当会議（以下「支援担当会議」という。）を置く。
- 2 支援担当会議に関し必要な事項は別に定める。

(障害学生支援相談員)

- 第5条 障害学生支援の実施及び合理的配慮の提供が円滑に行われるよう、障害学生支援相談員（以下「支援相談員」という。）を置く。
- 2 支援相談員は、専門的知見を有する教職員のなかから、学長が委嘱する。

(支援の申し出)

- 第6条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援を要請することができる。
- 2 障害のある学生は、修学に必要な支援を受けることを希望する際には、「合理的配慮申請書（様式1）」を学務課に提出する。
 - 3 支援の申出は、支援相談員が受理し、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行い、支援担当会議に報告する。

(支援計画の策定と合意形成)

- 第7条 支援担当会議は、学生の支援の申出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、合理的配慮の提供のための支援計画を学長の承認を得て策定する。
- 2 支援担当会議は、策定した支援計画について、当該学生に対し十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図り、「合理的配慮合意書（様式2）」を当該学生と取交わす。
 - 3 支援担当会議は、申出のあった支援について、合理的配慮に相当するか否かの判断は、個別の事案

ごとに客観的・総合的に行うものとし、次に掲げる要素を考慮し、合理的配慮に相当しないと判断される場合は、当該学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- (1) 教育に関わる本質的な変更を伴うもの
- (2) 体制面、財政面において、均衡を失した又は過度な負担を課すもの
- (3) 教育と直接関係のない個人的な生活全般にわたる支援に該当するもの

(不服申し立て)

第8条 障害のある学生は、支援計画に対し不服がある場合は、学長に不服申し立てを行うことができる。

(支援の実施及び変更)

第9条 教職員は決定された支援計画に基づき、具体的な支援を実施しなければならない。

- 2 障害のある学生で、支援を受けている者は、定められた時期に「合理的配慮申請書(継続)(様式3)」を学務課に提出しなければならない。
- 3 支援計画は、障害の状態や環境の変化等に応じて適時見直しを行い、変更が必要なときは第7条の手続きにより変更することができる。
- 4 前項の手続き際には、当該学生の提出した「合理的配慮申請書(継続)(様式3)」に基づき行う。

(規程類の整備及び予算上の措置)

第10条 学長は、この規程の目的を達成し支援を遂行するため、必要な規程類の整備及び予算措置を講じるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第11条 障害学生支援に関する具体的支援に係る事務に従事する者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補足)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、学生委員会において審議し、学長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。